

## 『続日本紀』歌謡論

— 阿倍内親王の五節舞を中心に —

丹羽 明 弘

古代歌謡においては、『古事記』歌謡が一二二首、『日本書紀』歌謡が一二八首<sup>1)</sup>存在することが知られている。しかし『日本書紀』に続く正史『続日本紀』には歌謡が八首しか見られないが、今回テーマとしている、天平十五年五月五日の条にはその内三首を見ることができるとは、この日の条を見てみると

発卯、群臣を内裏に宴す。皇太子、親ら五節を儻ひたまふ。右大臣橘宿禰諸兄、詔を奉けたまはりて太上天皇に奏して曰はく、「天皇が大命に坐せ奏し賜はく、掛けまくも畏き飛鳥浄御原宮に大八洲知らしめしし聖の天皇命、天下を治め賜ひ平げ賜ひて思ほし坐さく、上下を齊へ和げて動無く静かに有らしむるには、礼と楽と二つ並べてし平けく長く有べしと神ながらも思し坐して、此の舞を始め賜ひ造り賜ひきと聞き食へて、天地と共に絶ゆる事無く、いや継に受け賜はり行かむ物として、皇太子斯の王に学はし頂き荷しめて、我皇天皇の大前に貢る事を奏す」といふ。

(第九詔)

是に於て太上天皇詔報して曰く、

「現神と御大八洲我子天皇の掛けまくも畏き天皇が朝廷の始め賜ひ造り賜へる国宝として、此王を供へ奉らしめ賜へば、天下に立て賜ひ行ひ賜へる法は絶ゆべき事はなく有りけりと見聞き喜び待り、と奏し賜へと詔りたまふ大命を奏す。また今日行ひ賜ふ態を見そなはせば、直に遊とのみには在らずして、天下の人に君臣祖子の理を教へ賜ひ趣げ賜ふとに有るらしとなも思しめす。是を以て教へ賜ひ趣げ賜ひながら受け賜はり持ちて、忘れず失はずあるべき表として、一二人を治め賜はなとなも思しめす、と奏し賜へと詔りたまふ大命を奏し賜はくと奏す」とのたまふ。

因て御製歌に曰はく、

「そらみつ 大和の国は 神からし 貴くあるらし この舞見れば」といふ。

(二番歌)

また歌に曰はく、

「天つ神 御孫の命の 取り持ちて この豊御酒を 献献る」といふ。

(三番歌)

また歌に曰はく

「やすみしし 我ご大君は 平らけく 長く坐して 豊御酒献る」といふ。

(四番歌)

右大臣橘宿禰諸兄、詔を宣りて曰はく、

「天皇が大命らまと勅りたまはく、今日行ひ賜ひ供へ奉り賜ふ態に依りて、御世御世に当りて供へ奉れる親王等・大臣等の子等を始めて、治め賜ふべき一二人等選ひ給ひ治め給ふ。是を以て汝等も今日詔りたまふ大命のごと君臣祖子の理を忘ることなく、継ぎ坐さむ天皇が御世御世に明き浄き心を以て祖の名を戴き持ちて、天地と共に長く遠く仕へ奉れとして、冠位上賜ひ治め賜ふと勅りたまふ大命を衆聞きたまへと宣る。また皇太子宮の官人に冠一階

上げ賜ふ。此の中に博士と任し賜へる下道朝臣真備には冠二階上げ賜ひ治め賜はくと勅りたまふ天皇が大命を衆聞きたまへと宣る」とのたまふ<sup>(2)</sup>。

(以下略 丹羽)

(第十一詔)

となっている。

そこで問題とするのが、この日に行われた三首の歌の意義について、また当時の社会的状況、特に歴史的背景との関わりについて考察したいと思う。

では、まず最初に『続日本記』の歌謡は近年まであまり研究されていないが、誰によって歌われたかを、先学の意見をまとめてみると、

三首とも元正上皇<sup>(3)</sup>

三首とも聖武天皇<sup>(4)</sup>

二・三番歌は聖武天皇、四番歌は群臣<sup>(5)</sup>

二番歌は聖武天皇、三・四番歌は群臣<sup>(6)</sup>

の四分類することができる。

そこで私なりに三首の歌謡が誰によって歌われたかについて検討してみる。

まず二番歌については「この舞見れば」の句表現は国見的表现であるとし、当時の政治的役割を考えた場合、元正上皇よりも聖武天皇が歌ったと考えた方がよいのではないだろうか。

次に三・四番歌については、共通表現である「豊御酒献る」という表現より、官人たちによって歌われたと考えら

れる。

そこで三首の構成であるが、三番歌の「天つ神 御孫の命の」の表現より聖武天皇の皇統正統性を述べ、四番歌の「やすみしし 我ご大君は」の表現より聖武天皇の日本の現実の政治的支配力を述べたものである。そして三・四番歌で讃めあげられた聖武天皇によって五節舞を舞った阿倍内親王を国見の舞見表現として二番歌で歌ったのである。

では、どうしてこのような宮廷行事が行われたのであろうか。

それについては当時、皇太子は阿倍内親王であったが、その対抗者として安積親王が成人に達した為、この両者の皇位継承争いが行われていたと考えられる。

そのため阿倍内親王を皇太子として印象づける為、このようなことが行われたと考えられる。

しかしそれが成功した失敗したかは不明であるが約半年後の天平十六年閏正月に安積親王が薨じたこと、それが藤原仲麻呂によって暗殺<sup>6)</sup>されたと推測される点から考えてみて、成功したとは言えないのではないだろうか。

では、どうして「五月五日」という日を選んだのであろうか。

まずそれを見る前に、なぜ五節舞が舞われたかについて考えてみる。

それについて、第九詔と第十詔とに「五節舞を天武天皇によってつくられた」ということが述べられている。これをふまえて、五節舞から「天武天皇」を、また五節舞と「天武天皇」から連想するものとして、天武天皇がはじめて五節舞を見たという伝説<sup>6)</sup>がある「吉野」が考えられる。

そこで「五月五日」であるが、阿倍内親王が皇太子であるということを印象づける為だけならば天平十五年に入つてすぐ節日でよいはずだが、「五月五日」におこなったとういことは「五月五日」に何か特別な意味があったと考え

られる。

そこで「天武天皇」「吉野」「五月五日」の三点から連想するものとして、天武八年の「吉野の盟約」<sup>(9)</sup>が考えられる。それが目的としたものは「天武八年（六七九）五月五日、天武は皇后・諸皇子らをひきいて吉野宮に行幸した。五月五日は端午の節句で、禊祓して神を祭る行事や薬捕が行われる日で、おそらくそうした祭儀が行われたであろう。（中略Ⅱ丹羽）この行事が何を意味するか。壬申の乱のような、皇位継承の血なまぐさい兄弟たちの争いが起こらぬようにとの願いからであった。（中略Ⅱ丹羽）この大袈裟な盟いは、草壁皇子の王位後継承の地位を保証し、ほかの皇子たちに、草壁への忠誠を誓わせるためのものであった。それは草壁の生母である皇后の切なる願いであった」<sup>(10)</sup>と考えられるのではないだろうか。

では、これらの行事を考えた人物は誰であろうか。皇太子阿倍内親王の即位を目的とする藤原仲麻呂などが考えられるが、宣命に示されている「礼楽」の思想、また阿倍内親王の側近くいた皇太子学士であった吉備真備が深く関係していると考えるのである。

以上のように、天平十五年五月五日の一連の行事は、その表現よりは皇太子阿倍内親王の即位を目的とした、政治的色彩の濃い内容であったのである。

△注▽

- (1) 土橋寛 岩波古典文学大系『古代歌謡集』の歌教を用いた。
  - (2) 岩波新古典文学大系『続日本紀二』の書き下し文を用いた。
- 本居宣長 鹿持雅澄 太田水穂 金子武雄 高木市之助 新文学古典大系

- (4) 白田甚五郎  
(5) 木本通房  
(6) 土橋寛（別説あり）鴻巣隼雄  
(7) 横田健一「安積親王の死とその前後」  
『南都仏教』六号 昭和三十四年六月発行  
(8) 『白鳳天平の世界』創元社 昭和四十八年九月十日初版発行 P 四二二～四二三  
『年中行事秘抄』十一月の条「五郎舞姫参入并帳臺試事」にある『本朝月令』逸文  
(9) 中西進編『万葉集を学ぶ人のために』世界思想社 一九九二年一月十日初版発行  
第六章「美と思想」の坂本信幸氏の発言より P 二三五  
(10) 横田健一『古代王権の女性たち』吉川弘文館 平成六年一月十日初版発行 P 一五八